

令和8年度メキシコ合衆国における北陸三県連携食品等販路拡大業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度メキシコ合衆国における北陸三県連携食品等販路拡大業務

2 事業の目的

日本と同規模の約1.3億人の人口を有し、かつ、世界6位となる7万9千人の日系人、約1万人の在留邦人を有するメキシコ合衆国において、福井県、石川県、富山県（以下「三県」とする。）の農林水産物、加工食品、日本酒等の販路を開拓・拡大するためにプロモーションを実施し、事業終了後においても継続的な取り扱いを目指す。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月22日（月）までとする

4 委託業務内容

メキシコ合衆国において、北陸三県産食品の販路開拓に繋がるプロモーションを下記のとおり実施すること。実施にあたり、事業内容（具体的な内容、実施店舗等案、実施期間、PRの手法、見込まれる成果等）及び令和8年度メキシコ合衆国における北陸三県連携食品等販路拡大業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領に記載している評価項目に沿って提案すること。

(1) 北陸三県での招へい事業

- ・現地バイヤーやディストリビューター、シェフ等を招へいし、産地訪問及び商談会を実施すること。（産地訪問や商談会実施に必要な会場や県内移動については、原則、各県で手配する。）
- ・招へい時に実施する産地訪問や商談会において、通訳が必要な場合は手配すること。また、日本側の輸出者も原則、帯同すること。
- ・商談会参加希望事業者の募集にあたっては、参加希望事業者向け事業説明会をオンラインもしくは対面にて募集前または、募集中に行うこと。また、募集にあたっては、輸出に必要な認証の有無など海外企業との取引において必要とされる条件を事前に三県と共有し、相談した上で設定すること。
- ・どのような現地バイヤーやディストリビューター、シェフ等を招へいするか提案すること。また、予算内であれば、人数は問わない。

(2) メキシコ合衆国における販路開拓・拡大プロモーションの企画・開催

- ・商流構築に向けた企画を提案すること（商品の紹介、宣伝のみの提案ではなく、成約に結び付く企画提案書であること。）
- ・メキシコ合衆国で実施する販路拡大プロモーション（既存見本市等の活用も可）の内容、実施都市、規模、実施スケジュール、会場、対象品目、想定される成果（販売先・量・持続可能性）などについて、具体的に提案すること。

- ・BtoCイベントを実施する場合は、パンフレットのほか、WEBサイト、SNS、メディア、インフルエンサー等を活用し、情報を発信し集客すること。また、どのような媒体を活用するのか具体的（サイトの概要、アカウント、人数等）にかつ、期待される効果も企画提案書に記載すること。
- ・必要なサンプルの調達・輸送方法について、参加事業者の負担の程度を含め提案すること。
- ・サンプルの提供や送料、各種認証費用は、参加事業者に負担を求めてもよいものとする。ただし、当該方針について、企画提案書に記載すること。
- ・費用とそれによる成果を定量的に示すこと。
- ・提案するイベント数に制限は設けないが、契約期間内に事業完了できるスケジュールを提示すること。
- ・三県の特性・課題を的確に把握し、北陸三県産品をバランスよく取り扱うこと。

(3) 報告書

- ・業務終了時に実施業務全般、販売実績、イベントの写真データなど記載した、事業実施報告書を作成し、提出すること。また、参加事業者に対して、実績などの報告を行うこと。

(4) 備考

- ・事業については、それぞれ効果的な時期に実施すること。
- ・輸出に必要な書類作成等、県内事業者の輸出手続きをサポートできる担当者を配置すること。
- ・本委託事業に関連して三県関係者や参加事業者が海外に渡航する場合、アテンド（通訳手配を含む）等円滑な商談のサポートをすること。なお、本事業の範囲外のサポートについて、別途費用や事務の負担が三県に生じる場合は、予めその負担内容を明示のうえ、三県担当者に実施の可否を確認することとする。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務委託実施にあたり、委託者と協議の上進めること
- (2) 受託者は、本仕様書、契約約款および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (3) 本委託事業に係る全ての経費は、委託費に含むものとする。
- (4) 業務の実施に当たって、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める。